NEW

10/1から適用

就業形態の適正化について

（公益社団法人大府市シルバー人材センター継続就業基準の見直し）

1.基準が見直しとなった理由

シルバー人材センターは、「自主・自立、共働・共助」のもと、会員は仕事を分かち合って共に働き、共に助け合っていくことが理念にあります。

そのため、全ての会員が仕事を分かち合い、希望する業務の公平な就業機会を得るために基準の見直しとなりました。

2.対象職種

対象とする職種は、原則センターが発注者と契約を結ぶ全ての継続業務です。

3.就業基準

継続業務の就業はワークシェアリングとし、新たに就業を希望する会員がある場合は増員します。

定員を定めているかどうかにかかわらず、その継続業務に就業希望会員がいたときに、人員の充足を理由に就業をさせることができない業務の就業期間は５年までとし、就業希望会員がいたときは交替となります。

ただし、職群リーダー及び職群サブリーダーは除きます。

4.基準の適用

令和５年１０月１日から適用されます。

5.その他

（１）詳細については「継続業務就業基準」、「継続業務就業基準運用手順」「継続就業基準に基づく就業相談票」をご覧ください。

（２）就業相談を希望される方は、事務局まで申出ください。

大府市シルバー人材センター
４８―１８０６

継続業務就業基準運用手順

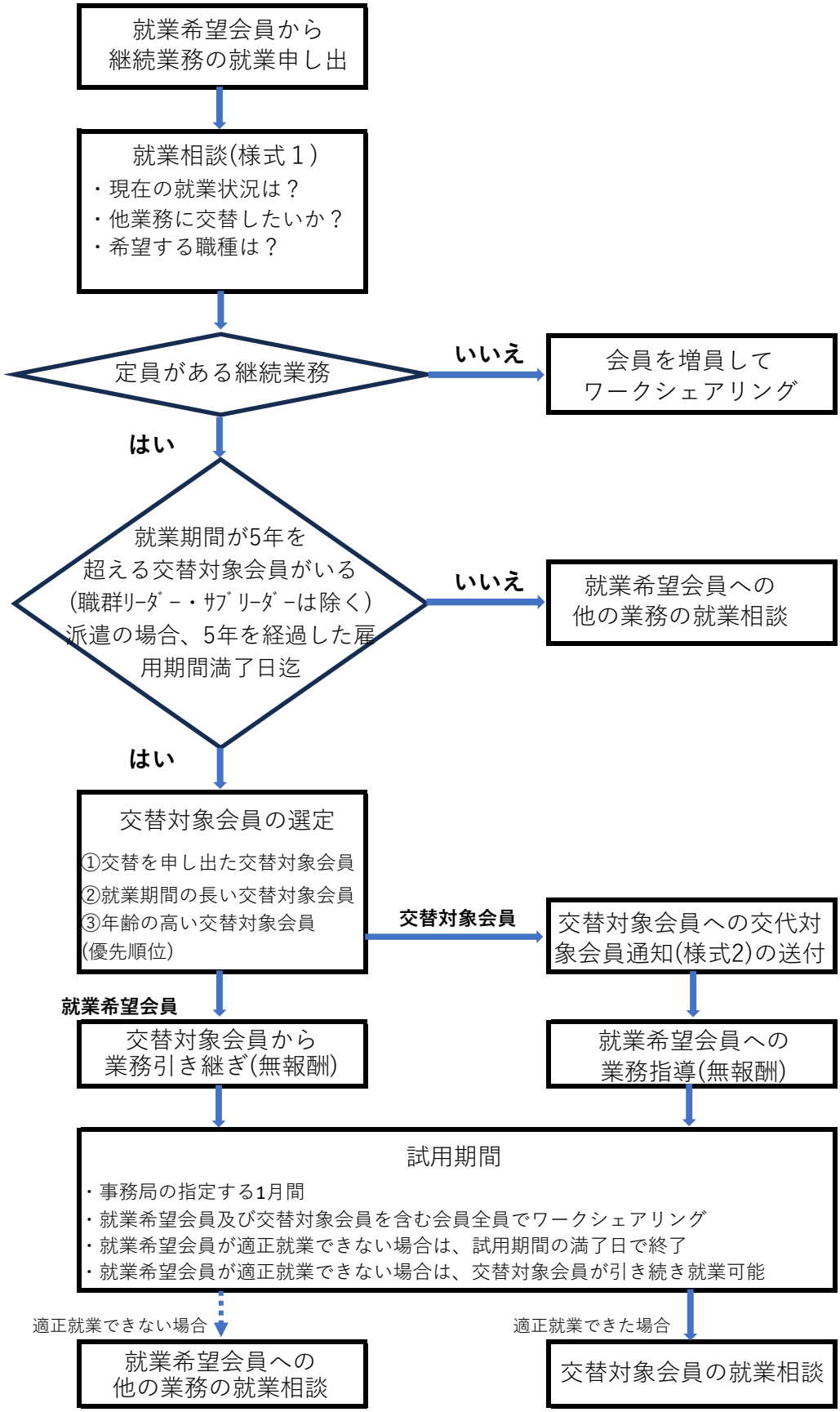

様式１号

継続業務就業基準に基づく就業相談票

氏名　　就業相談日　　年　　月　　日

◎現在就業中の会員

１．現在の就業は、週何時間ですか？

週＿＿＿＿＿＿＿時間

２．新たに希望する就業は何ですか？

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．現在の就業も継続するＷワークを希望ですか？現在の就業は退職希望ですか？

継続してＷワーク希望　　・　　退職希望

◎現在未就業の会員

希望する就業は何ですか？

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

その他相談内容

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式２号

令和　　年　　月　　日

○○○○　様

公益社団法人大府市シルバー人材センター
就業形態適正化実施委員会
委員長　　佐藤 一三

交替対象会員通知書

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

当センターの事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

あなたが現在就業している下記の就業について、就業期限を経過し、新たに就業を希望する会員がありましたので「継続業務就業基準」に基づき、交替対象会員であることを通知します。

なお、業務の引継ぎ及び次の就業先の就業相談については、改めて事務局担当者から御連絡します。

記

１．就業先名　　○○○○会社
２．就業内容　　○○○○業務

（問合せ先：大府市シルバー人材センター事務局　　℡0562-48-1806）

公益社団法人大府市シルバー人材センター継続業務就業基準

（目　的）

第１条　この基準は、公益社団法人大府市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規約第２条の規定に基づき、就業を希望する会員に公平な就業の機会を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（対象職種）

第２条　対象とする職種は、原則センターが発注者と契約を結ぶ全ての継続業務とする。

（就業基準）

第３条　継続業務の就業はワークシェアリングとし、新たに就業を希望する会員（以下「就業希望会員」という。）がある場合は増員する。

２　定員を定めているかどうかにかかわらず、その継続業務に就業希望会員がいたときに、人員の充足を理由に就業させることができない業務（以下「定員がある継続業務」という。）の就業期間は５年までとし、就業希望会員がいたときは、交替をする。ただし、職群リーダー及び職群サブリーダーは除く。

３　労働者派遣事業の前項の就業期間は、５年を経過した雇用期間満了日までとする。

（会員の交替）

第４条　定員がある継続業務に就業中で前条に該当する会員（以下「交替対象会員」という。）が複数の場合は、次の順序で交替するものとする。

（１）交替を申出た交替対象会員

（２）就業期間の長い交替対象会員

（３）年齢の高い交替対象会員

（会員の補充）

第５条　就業希望会員は、定員がある継続業務に就業希望の申出た日から１月以内に就業内容の説明等の業務引継ぎを行う。

２　業務引継ぎ期間の就業希望会員の報酬は無報酬とする。

３　業務引継ぎ以後、事務局が指定する１月の就業は試用期間とする。

４　試用期間の就業は、就業希望会員及び交替対象会員並びにその業務に就業する他の会員全員でワークシェアリングとする。

５　就業希望会員は、試用期間における就業において適正な就業ができないと認められる場合は、試用期間の満了日をもって終了とする。

６　前項の場合は、交替対象会員が引き続きその業務に就業できるものとする。

（就業制限）

第６条　会長は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業期間中でも交替させることができる。

（１）家庭の事情や健康上の理由等により１月以上就業できない場合

（２）適正な就業ができないと認められる場合

（３）発注者からの苦情又は交替の要請があった場合

（４）センターの信用を損なう行為があった場合

（委　任）

第７条　この継続業務就業基準に定めるもののほか、必要な事項は、就業形態適正化実施委員会が定める。

附　則

（基準の適用）

１　この基準は平成20年９月１日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この基準の適用日以前から就業してきた会員は、経過措置として次のとおり継続して就業できるものとする。

（１）就業期間が５年以上または年齢制限の対象となるものは、適用日から１年経過後の３月末日まで

（２）就業期間が４年以上５年未満のものは、適用日から１年経過後の３月末日まで

３　前項の適用において、業務に支障をきたすと判断される場合は、委員長が定める。

附　則

この基準は、公益社団法人大府市シルバー人材センターの設立の登記の日（平成24年４月１日）から施行する。

附　則

この基準は、平成26年８月19日から施行し、平成27年４月１日から適用する。

附　則

（基準の適用）

１　この基準は平成30年３月20日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この基準の適用の際、現に就業している会員は、継続して就業できるものとする。ただし、すでに２年以上延長して就業している会員は、この基準が適用される年度末までとする。

附　則

（基準の適用）

１　この基準は令和５年４月１日から施行し、令和５年10月１日から適用する。

（経過措置）

２　この基準の就業期間は、次のとおり段階的に適用する。

（１）令和５年度の就業期間は10年以上

（２）令和６年度の就業期間は８年以上

３　前項の適用において、業務に支障をきたすと判断される場合は、委員長が定める。